

平成31年3月22日

青森県教育委員会第842回定例会

期 日 平成31年3月22日（金）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 平成31年度県立高等学校入学者選抜の学力検査に係る対応について 1
- 報告第2号 議案に対する意見について 3
- 報告第3号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について (非公開の会議)

3 議 案

- 議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について 4
- 議案第2号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について 11
- 議案第3号 青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案について 27
- 議案第4号 三内丸山遺跡センターの特別の展示を観覧する場合の使用料の免除について 30
- 議案第5号 県重宝の指定について 31

4 その他

- 職員の懲戒処分の状況について 32

5 閉 会

報告第1号

平成31年度県立高等学校入学者選抜の学力検査に係る対応について

1 採点基準の修正・解答例の変更

平成31年3月8日に行われた県立高等学校入学者選抜の学力検査について、次のとおり採点基準の修正、解答例の変更を行った。

(1) 採点基準の修正

① 国語【大問3(3)】

(修正前)

解	答	備	考
ぞ			

(平成31年3月9日修正後)

解	答	備	考
ぞ		「は」	でもよい。

(理由) 中学校では扱わない内容ではあるが、「は」は係助詞であることから、誤答とできないため。

② 理科【大問5(2)イ】

(修正前)

解	答	備	考
1.20 [N]		1.2 [N]	も正解とする。

(平成31年3月9日修正後)

解	答	備	考
1.20 [N]	または 1.16 [N]	1.2 [N]	も正解とする。

(理由) 実験2は、ばねの長さ(のび)から浮力を0.60 [N]と求め、答が1.20 [N]となる問題であるが、実験1で求められる浮力0.64 [N]を用いると、答として1.16 [N]が導き出されるため。

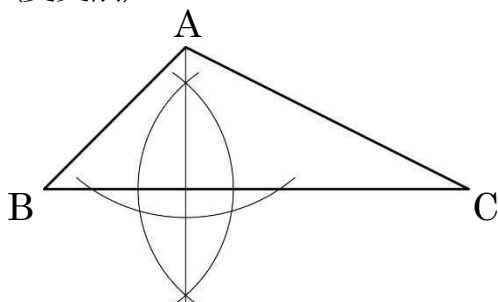
(平成31年3月12日再修正後)

解	答	備	考
1.15 ~ 1.23 (の範囲内の数値)	[N]	1.15~1.23 の範囲内にある数値であれば正	解とする。

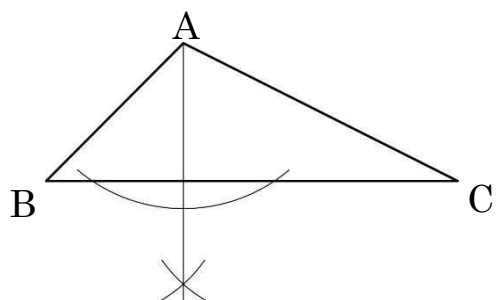
(理由) 実験2は、ばねの長さ (のび) から浮力を 0.60 [N] と求め、答が 1.20 [N] となる問題であるが、実験1で求められる浮力 0.64 [N] を計算の過程で用いた場合、小数点以下の端数の処理の仕方 (四捨五入等) により、 $1.15\sim 1.23$ の範囲内にある数値が導き出されるため。

(2) 解答例の変更 (数学【大問2 (1)】)

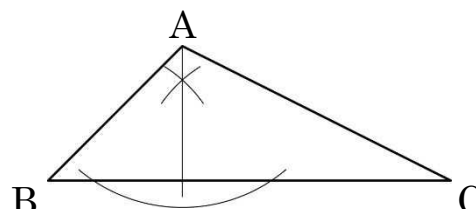
(変更前)



(平成31年3月12日修正後)



または



(理由) コンパスで交点を作るに当たり、上に交点を作る場合と下に交点を作る場合が考えられることから、その両方を想定して上下に交点ができるような図【変更前の解答例】を解答例として示していたが、その図が点Aと2つの交点の3点を通るような作図を求めているように誤解される可能性があるため、2つの場合を分けて示すこととした。なお、変更前の解答例も正解として扱う。

2 理科の問題の取扱い

浮力の値が二つあることで答が一つにならない問題となったが、しっかり問題に取り組んだ受検生に対して適切に評価できるように対応するため、答として導き出される値の全てを正解として取り扱うこととした。

3 選抜作業への影響

採点基準の修正に当たっては、各学校の採点作業に間に合うよう早急に学校に知らせるよう努めた結果、学校から混乱があったなどの声はなく、14日の合格発表に向けた選抜作業は遺漏なく進められた。

報告第2号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 平成30年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)

議案第 1 号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

学校教育法施行規則の改正、青森県立弘前実業高等学校藤崎校舎の廃止、青森県立弘前第一養護学校高等部の移転等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

- (1) 学校教育法施行規則の改正により、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）において、平成31年4月1日以降に入学する生徒が履修することになった「総合的な探究の時間」を学習の評価等の対象として新たに規定する。
- (2) 視覚障害を有する幼児に対し、より早期から専門的教育を行うため、青森県立盲学校幼稚部に入学できる者の年齢を満5歳から満3歳に引き下げる。
- (3) 平成29年度から募集停止とした青森県立弘前実業高等学校藤崎校舎を廃止する。
- (4) 青森県立三沢高等学校英語科及び青森県立田名部高等学校英語科を募集停止し、普通科に改編するとともに、青森県立弘前工業高等学校インテリア科を募集停止する。
- (5) 青森県立弘前第一養護学校高等部を旧青森県立岩木高等学校の校舎に移転する。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

5 その他

- (1) 改正後の規則第22条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に高等学校の第1学年に入学した生徒に係る卒業の認定から適用し、施行日前に高等学校に入学した生徒に係る卒業の認定については、なお従前の例による。
- (2) 青森県立三沢高等学校英語科、青森県立田名部高等学校英語科及び青森県立弘前工業高等学校インテリア科は、改正後の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間のねらい」を「各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標」に改める。

第二十二条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

第三十四条第四項ただし書を削る。

第三十五条中「視覚障害特別支援学校」を「視覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「視覚障害特別支援学校」という。）」に改める。

別表第一青森県立三沢高等学校の項及び青森県立田名部高等学校の項中

「

普通科
英語科

」を「

普通科

」に改め、同表青森県立弘前工業高等学校の項

中「

建築科
インテリア科

」を「

建築科

」に改め、同表藤崎校舎の項を削る。

別表第二青森県立弘前第一養護学校の項中

「

弘前市大字中別所	小学部
	中学部
	高等部

」を

弘前市大字中別所	小学部	に改める。
	中学部	
弘前市大字駒越	高等部	

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の青森県立学校学則（以下「改正後の規則」という。）第二十二條第一項の規定は、同日以降高等学校の第一学年に入学した生徒に係る卒業の認定から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の規則第二十二條第一項の規定が適用されるまでの高等学校の生徒に係る卒業の認定は、なお従前の例による。
- 3 青森県立三沢高等学校の英語科、青森県立田名部高等学校の英語科及び青森県立弘前工業高等学校のインテリア科は、改正後の規則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則 新旧対照表

下線部は改正部分

改 正 後	改 正 前
<p>(学習の評価)</p> <p>第八条 学習の評価については、学習指導要領に示されている<u>各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標</u>を基準として校長が定める。</p>	<p>(学習の評価)</p> <p>第八条 学習の評価については、学習指導要領に示されている<u>各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間のねらい</u>を基準として校長が定める。</p>
<p>(卒業の認定及び卒業証書の授与)</p> <p>第二十二条 校長は、生徒が学校で定めた卒業までに履修させる各教科・科目及び特別活動を履修し、並びに卒業までに行うべき<u>総合的な探究の時間</u>における学習活動を行い、それらの成果が満足できるものと認められる場合は、卒業を認定する。この場合において、生徒が修得したものと認定された単位数の計は、七十四単位以上でなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(卒業の認定及び卒業証書の授与)</p> <p>第二十二条 校長は、生徒が学校で定めた卒業までに履修させる各教科・科目及び特別活動を履修し、並びに卒業までに行うべき<u>総合的な学習の時間</u>における学習活動を行い、それらの成果が満足できるものと認められる場合は、卒業を認定する。この場合において、生徒が修得したものと認定された単位数の計は、七十四単位以上でなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(入学)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 幼稚部に入学できる者は、満三歳から小学部就学の始期に達するまでの者とする。</p>	<p>(入学)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 幼稚部に入学できる者は、満三歳から小学部就学の始期に達するまでの者とする。<u>ただし、視覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「視覚障害特別支援学校」という。）の幼稚部に入学できる者は、満五歳の者とする。</u></p>

(幼稚園の就学手続)

第三十五条 視覚障害者又は聴覚障害者を視覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「視覚障害特別支援学校」という。）又は聴覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚園に就学させようとするときは、その保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条の保護者をいう。）は、就学許可願（第四号様式）を校長に提出しなければならない。

別表第一

名 称	位 置	課 程	学 科	修業年限
(略)				
青森県立三沢高等学校	三沢市松園町一丁目	全日制の課程	普通科	三年
		定時制の課程	普通科	三年以上
(略)				
青森県立田名部高等学校	むつ市海老川町	全日制の課程	普通科	三年
		定時制の課程	普通科	三年以上
(略)				
青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科	三年
			電気科	
			電子科	
			情報技術科	
			土木科	
			建築科	
		定時制の課程	工業技術科	三年以上
(略)				
(削除)				
(略)				

(幼稚園の就学手続)

第三十五条 視覚障害者又は聴覚障害者を視覚障害特別支援学校又は聴覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚園に就学させようとするときは、その保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条の保護者をいう。）は、就学許可願（第四号様式）を校長に提出しなければならない。

別表第一

名 称	位 置	課 程	学 科	修業年限
(略)				
青森県立三沢高等学校	三沢市松園町一丁目	全日制の課程	普通科	三年
			英語科	
		定時制の課程	普通科	三年以上
(略)				
青森県立田名部高等学校	むつ市海老川町	全日制の課程	普通科	三年
			英語科	
		定時制の課程	普通科	三年以上
(略)				
青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科	三年
			電気科	
			電子科	
			情報技術科	
			土木科	
			建築科	
		インテリア科		
定時制の課程	工業技術科	三年以上		
(略)				
藤崎校舎	南津軽郡藤崎町大字藤崎	全日制の課程	りんご科	三年
(略)				

別表第二

名 称	位 置	部	学 科	修業年限	障害種別
(略)					
青森県立弘前第一養護学校	弘前市大字中別所	小学部		六年	知的障害
		中学部		三年	
	弘前市大字駒越	高等部	普通科	三年	
(略)					

別表第二

名 称	位 置	部	学 科	修業年限	障害種別
(略)					
青森県立弘前第一養護学校	弘前市大字中別所	小学部		六年	知的障害
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	
(略)					

議案第 2 号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を 改正する規則案について

1 提案理由

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴う所要の整備等を行うため提案するものである。

2 概要

(1) 科目区分等の変更に伴う改正

教育職員免許状の取得に必要な単位の科目区分等が変更されたことから関係部分を改める。

(2) その他所要の整備

平成 27 年度に行われた免許状更新講習の見直しに伴い経過措置として関係様式に追加した注を削除する。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第六条第一項の表備考第十号若しくは第十一号」を「第二条第一項の表備考第十号、免許法施行規則第四条第一項の表備考第八号」に、「第十条の表備考第二号」を「第九条の表備考第三号」に改め、同条第三項中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第五条中「第十八項」を「第十七項」に改める。

第十四条第一項の表中第三欄の欄を次のように改める。

第三欄				
領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
四		一八		六
四		一六		五
三		一四		五
三		一二		五
二		一一		四
二		一〇		三
四		二六		
四		二三		
三		二一		

三		一九		
二		一五		
二		一三		
	四		一九	五
	三		一七	五
	三		一五	四
	三		一三	四
	二		一二	三
	二		一〇	三
	四		二四	二
	四		二一	二
	三		一九	二
	三		一七	二
	二		一四	一
	二		一二	一
	九		一五	四
	八		一三	四
	七		一二	三
	六		一一	三
	五		一〇	二
	四		九	二
	九		一七	四
	八		一五	四
	七		一四	三
	六		一三	三
	五		一〇	二
	四		九	二
	九		一一	八
	八		一〇	七
	七		九	六
	六		八	六
	五		七	五
	五		六	四

第十四条第二項中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同条第三項の表中第三欄の欄を次のように改める。

第三欄				
領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
二		一一		四
二		一〇		三
	二		一二	三
	二		一〇	三
	五		一〇	二
	四		九	二
	五		七	五
	五		六	四

第十五条中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十六条中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第十七条の表中第四欄の欄を次のように改める。

第四欄			
教科に関する専	各教科の指導	道徳、総合的な学習の時間等	大学が独自に

門的事項に関する科目	法に関する科目	の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	設定する科目
	七	三	
	七	二	
七	二	二	
五	一	二	
	一	二	三
	一	二	六

第十八条中「教科に関する科目、教職に関する科目」を「教科及び教職に関する科目」に、「養護に関する科目」を「養護及び教職に関する科目」に、「栄養に係る教育に関する科目」を「栄養に係る教育及び教職に関する科目」に改める。

附則中「第十九項」を「第十八項」に改める。

第十号様式中注2を削り、注3を注2とする。

第十三号様式中注2を削り、注3を注2とする。

第十四号様式中注1を削り、注2を注とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

改正後				改正前			
<p>(普通免許状授与の申請)</p> <p>第三条 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五条第一項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は免許法附則第八項若しくは<u>第十一項</u>の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書(第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 免許法附則<u>第十一項</u>の規定による場合は、旧国立養護教諭養成所の卒業証明書</p> <p>八 (略)</p> <p>2 前項に掲げる書面のほか、<u>免許法施行規則第二条第一項の表備考第十号、免許法施行規則第四条第一項の表備考第八号、免許法施行規則第七条第一項の表備考第四号又は免許法施行規則第九条の表備考第三号</u>の規定により、他の科目の単位をもつて教育実習、心身に障害のある幼児、児童若しくは生徒についての教育実習又は養護実習の単位に替える場合は、実務に関する証明書(第六号様式)を添えなければならない。</p> <p>3 第一項に掲げる書類のほか、<u>免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十一項のただし書</u>の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。</p>				<p>(普通免許状授与の申請)</p> <p>第三条 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五条第一項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は免許法附則第八項若しくは<u>第十二項</u>の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書(第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 免許法附則<u>第十二項</u>の規定による場合は、旧国立養護教諭養成所の卒業証明書</p> <p>八 (略)</p> <p>2 前項に掲げる書面のほか、<u>免許法施行規則第六条第一項の表備考第十号若しくは第十一号、免許法施行規則第七条第一項の表備考第四号又は免許法施行規則第十条の表備考第二号</u>の規定により、他の科目の単位をもつて教育実習、心身に障害のある幼児、児童若しくは生徒についての教育実習又は養護実習の単位に替える場合は、実務に関する証明書(第六号様式)を添えなければならない。</p> <p>3 第一項に掲げる書類のほか、<u>免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十二項のただし書</u>の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。</p>			
<p>(検定による普通免許状授与の申請)</p> <p>第五条 免許法第五条第一項又は第六条第四項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは<u>第十七項</u>の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十一号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。</p> <p>一～十一 (略)</p>				<p>(検定による普通免許状授与の申請)</p> <p>第五条 免許法第五条第一項又は第六条第四項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは<u>第十八項</u>の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十一号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。</p> <p>一～十一 (略)</p>			
<p>(単位のてい減の場合の単位の修得方法)</p> <p>第十四条 免許法別表第三により上級免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の適用を受けるもの(十単位の修得をもつて足りる者を除く。以下本条において同じ。)の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。</p>				<p>(単位のてい減の場合の単位の修得方法)</p> <p>第十四条 免許法別表第三により上級免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の適用を受けるもの(十単位の修得をもつて足りる者を除く。以下本条において同じ。)の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
幼稚園教諭の一種免許状	六	四		二八		六	四〇
	七	四		二六		五	三五
	八	三		一四		五	三〇
	九	三		一二		五	二五
	一〇	二		一一		四	二〇
	一一	二		一〇		三	一五
幼稚園教諭の二種免許状	七	四		二六			四〇
	八	四		二三			三五
	九	三		二一			三〇
	一〇	三		一九			二五
	一一	二		一五			二〇
	一二	二		一三			一五
小学校教諭の一種免許状	六		四		一九	五	四〇
	七		三		一七	五	三五
	八		三		一五	四	三〇
	九		三		一三	四	二五
	一〇		二		一二	三	二〇
	一一		二		一〇	三	一五
小学校教諭の二種	七		四		二四	二	四〇
	八		四		二一	二	三五
	九		三		一九	二	三〇
	一〇		三		一七	二	二五
	一		二		一四	二	二〇

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
幼稚園教諭の一種免許状	六	四	二八	六	四〇
	七	四	二六	五	三五
	八	三	一四	五	三〇
	九	三	一二	五	二五
	一〇	二	一一	四	二〇
	一一	二	一〇	三	一五
幼稚園教諭の二種免許状	七	四	二六		四〇
	八	四	二三		三五
	九	三	二一		三〇
	一〇	三	一九		二五
	一一	二	一五		二〇
	一二	二	一三		一五
小学校教諭の一種免許状	六	四	一九	五	四〇
	七	三	一七	五	三五
	八	三	一五	四	三〇
	九	三	一三	四	二五
	一〇	二	一二	三	二〇
	一一	二	一〇	三	一五
小学校教諭の二種	七	四	二四	二	四〇
	八	四	二一	二	三五
	九	三	一九	二	三〇
	一〇	三	一七	二	二五
	一	二	一四	二	二〇

免許状	一					
	一一二		二		一一二	二 一五
中学校教諭の一種免許状	六		九		一一五	四 四〇
	七		八		一一三	四 三五
	八		七		一一二	三 三〇
	九		六		一一一	三 二五
	一〇		五		一一〇	二 二〇
	一一		四		九	二 一五
中学校教諭の二種免許状	七		九		一一七	四 四〇
	八		八		一一五	四 三五
	九		七		一一四	三 三〇
	一〇		六		一一三	三 二五
	一一		五		一一〇	二 二〇
	一二		四		九	二 一五
高等学校教諭の一種免許状	六		九		一一一	八 四〇
	七		八		一一〇	七 三五
	八		七		九	六 三〇
	九		六		八	六 二五
	一〇		五		七	五 二〇
	一一		五		六	四 一五

2 改正法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

免許状	一					
	一一二		二		一一二	二 一五
中学校教諭の一種免許状	六		九		一一五	四 四〇
	七		八		一一三	四 三五
	八		七		一一二	三 三〇
	九		六		一一一	三 二五
	一〇		五		一一〇	二 二〇
	一一		四		九	二 一五
中学校教諭の二種免許状	七		九		一一七	四 四〇
	八		八		一一五	四 三五
	九		七		一一四	三 三〇
	一〇		六		一一三	三 二五
	一一		五		一一〇	二 二〇
	一二		四		九	二 一五
高等学校教諭の一種免許状	六		九		一一一	八 四〇
	七		八		一一〇	七 三五
	八		七		九	六 三〇
	九		六		八	六 二五
	一〇		五		七	五 二〇
	一一		五		六	四 一五

2 改正法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数

一一	一九	二三	一五	八五
一二	一八	二二	一四	八〇
一三	一七	二一	一三	七五
一四	一六	二〇	一二	七〇
一五	一五	一九	一一	六五
一六	一四	一八	一〇	六〇
一七	一三	一六	一〇	五五
一八	一二	一四	一〇	五〇
一九	一一	一三	九	四五
二〇	一〇	一二	八	四〇
二一	九	一一	七	三五
二二	八	一〇	六	三〇
二三	七	九	五	二五
二四	六	八	四	二〇
二五	五	六	四	一五

一一	一九	二三	一五	八五
一二	一八	二二	一四	八〇
一三	一七	二一	一三	七五
一四	一六	二〇	一二	七〇
一五	一五	一九	一一	六五
一六	一四	一八	一〇	六〇
一七	一三	一六	一〇	五五
一八	一二	一四	一〇	五〇
一九	一一	一三	九	四五
二〇	一〇	一二	八	四〇
二一	九	一一	七	三五
二二	八	一〇	六	三〇
二三	七	九	五	二五
二四	六	八	四	二〇
二五	五	六	四	一五

3 免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者で、免許法別表第三備考第七号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄					第四欄
受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する事項に関する科目	教科に関する事項に関する科目	保育内容に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
幼稚	四	二		一一		四	二

3 免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者で、免許法別表第三備考第七号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
幼稚	四	二	一一	四	二

園教諭の一種免許状	五	二		二〇		三	一五
							〇
小学校教諭の一種免許状	四		二		二二	三	二〇
	五		二		一〇	三	一五
中学校教諭の一種免許状	四		五		一〇	二	二〇
	五		四		九	二	一五
高等学校教諭の一種免許状	四		五		七	五	二〇
	五		五		六	四	一五

園教諭の一種免許状	五		二		二〇	三	一五
							〇
小学校教諭の一種免許状	四		二		二二	三	二〇
	五		二		一〇	三	一五
中学校教諭の一種免許状	四		五		一〇	二	二〇
	五		四		九	二	一五
高等学校教諭の一種免許状	四		五		七	五	二〇
	五		五		六	四	一五

第十五条 免許法別表第六により上級免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄
受けようとする免許状の種類	在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
養護教諭の一種免許状	四	六	五	二	一五
	五	四	三	一	一〇

第十五条 免許法別表第六により上級免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄
受けようとする免許状の種類	在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数
養護教諭の一種免許状	四	六	五	二	一五
	五	四	三	一	一〇

許状					
養護教諭の二種免許状	七	一二	七	二	二五
	八	一〇	六	二	二〇
	九	八	五	二	一五
	一〇	六	三	一	一〇

第十六条 免許法別表第六の二により上級免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄
受けようとする免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年/文部省/厚生省/令第二号)別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	<u>養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	最低修得単位数
栄養教諭の一種免許状	四	二八	二	五	三五
	五	二四	二	四	三〇
	六	二〇	二	三	二五
	七	一五	二	三	二〇
	八	一〇	二	三	一五
	九	五	二	三	一〇

第十七条 免許法別表第八により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの(免許法施行規則第十八条の四に規定する場合を除く。)の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類、第二欄に掲げる免許状及び第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる科目の単位を含めて第五欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
-----	-----	-----	-----	-----

許状					
養護教諭の二種免許状	七	一二	七	二	二五
	八	一〇	六	二	二〇
	九	八	五	二	一五
	一〇	六	三	一	一〇

第十六条 免許法別表第六の二により上級免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄
受けようとする免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年/文部省/厚生省/令第二号)別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	<u>教職に関する科目</u>	最低修得単位数
栄養教諭の一種免許状	四	二八	二	五	三五
	五	二四	二	四	三〇
	六	二〇	二	三	二五
	七	一五	二	三	二〇
	八	一〇	二	三	一五
	九	五	二	三	一〇

第十七条 免許法別表第八により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの(免許法施行規則第十八条の四に規定する場合を除く。)の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類、第二欄に掲げる免許状及び第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる科目の単位を含めて第五欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
-----	-----	-----	-----	-----

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
小学校教諭の二種免許状	幼稚園教諭の普通免許状	一		七	三		一〇
	中学校教諭の普通免許状	一		七	二		九
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	一	七	二	二		一一
		二	五	二	二		八
	高等学校教諭の普通免許状	一		二	二	三	六
高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）	一		二	二	六	九

(科目の単位の修得方法)

第十八条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により免許状の授与を受けようとする者で、単位の修得を必要とするものの教科及び教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目又は栄養に係る教育及び教職に関する科目の

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
小学校教諭の二種免許状	幼稚園教諭の普通免許状	一		一〇		一〇
	中学校教諭の普通免許状	一		九		九
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	一	七	四		一一
		二	五	三		八
	高等学校教諭の普通免許状	一		三	三	六
高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）	一		三	六	九

(科目の単位の修得方法)

第十八条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により免許状の授与を受けようとする者で、単位の修得を必要とするものの教科に関する科目、教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位

単位の修得方法は、別に定めるところによる。

附 則

1～2 (略)

(経過措置)

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において、免許法附則第十八項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 免許法附則第十八項に規定する基礎資格を有することを証明する書類

六 (略)

第10号様式(第21条関係)

有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種

の修得方法は、別に定めるところによる。

附 則

1～2 (略)

(経過措置)

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において、免許法附則第十九項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 免許法附則第十九項に規定する基礎資格を有することを証明する書類

六 (略)

第10号様式(第21条関係)

有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種

必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注1 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第13号様式(第23条関係)

更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了したことの確認について、関係書類を添えて申請します。

1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注1 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)すること。

2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第13号様式(第23条関係)

更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了したことの確認について、関係書類を添えて申請します。

1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注1 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第14号様式(第23条関係)

修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書
青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了してから2年2月の期間内にあることの確認について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注1 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)すること。

2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第14号様式(第23条関係)

修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書
青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了してから2年2月の期間内にあることの確認について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

注1 平成 28 年 3 月 31 日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

議案第 3 号

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

県立郷土館の使用料の免除に関する規定を改めるほか、所要の整理を行うため提案するものである。

2 概要

本県の自然・歴史・文化に関する県民等の理解促進のため、県立郷土館への更なる誘客に資するよう、三内丸山遺跡センターの観覧者等が、同館を観覧する場合の使用料の一部を免除することができることとするほか、所要の整理を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「（以下「観覧者」という。）」を削る。

第十二条第一項中「全部を免除するものとする」を「全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「とき。」を「とき 使用料の全部の額」に改め、同項第四号及び第五号中「。ただし、免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。」を「（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額」に改め、同項第六号及び第七号中「とき。」を「とき 使用料の全部の額」に改め、同項第八号中「とき。」を「とき 使用料の全部又は一部の額」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県立郷土館規則 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(観覧券の交付)</p> <p>第九条 郷土館資料を観覧しようとする者は、観覧券の交付を受けなければならない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第十二条 館長は、郷土館資料の観覧が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第四条の規定により、<u>使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧する<u>とき 使用料の全部の額</u></p> <p>二 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧する<u>とき 使用料の全部の額</u></p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧する<u>とき 使用料の全部の額</u></p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧する<u>とき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額</u></p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧する<u>とき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額</u></p> <p>六 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている者が観覧する<u>とき 使用料の全部の額</u></p> <p>七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧する<u>とき 使用料の全部の額</u></p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、館長が特に使用料の免除を必要と認めた<u>とき 使用料の全部又は一部の額</u></p> <p>2 略</p>	<p>(観覧券の交付)</p> <p>第九条 郷土館資料を観覧しようとする者 <u>(以下「観覧者」という。)</u> は、観覧券の交付を受けなければならない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第十二条 館長は、郷土館資料の観覧が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第四条の規定により、<u>使用料の全部を免除するものとする。</u></p> <p>一 教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧する<u>とき。</u></p> <p>二 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧する<u>とき。</u></p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧する<u>とき。</u></p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧する<u>とき。ただし、免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。</u></p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧する<u>とき。ただし、免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。</u></p> <p>六 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている者が観覧する<u>とき。</u></p> <p>七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧する<u>とき。</u></p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、館長が特に使用料の免除を必要と認めた<u>とき。</u></p> <p>2 略</p>

議案第4号

三内丸山遺跡センターの特別の展示を観覧する 場合の使用料の免除について

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成30年3月青森県条例第2号）第六条の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧が次のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額を次のとおり定める。

- 一 教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧するとき 使用料の全部の額
- 二 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 七 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めるとき 使用料の全部又は一部の額

議案第 5 号

県重宝の指定について

青森県文化財保護条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝	大平山元 I 遺跡出土品	203 点	青森市本町二丁目 8-14 （青森県立郷土館） 外ヶ浜町字蟹田大平沢辺 34-3（大山ふるさと資料館）	青森県 外ヶ浜 町
県重宝	板碑	4 基	平川市岩館長田 1 - 4	齋藤一 成

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 平成31年3月（2月1日～3月21日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域青森市の中学校 事務職員（25歳 男性）
②事件の概要等 漁業法違反及び青森県海面漁業調整規則違反
- ・平成30年8月2日（木）午後1時30分頃から午後2時頃にかけて、平内町の海岸において、あわび5個（約0.62キログラム）を採取したものを。
 - ・午後2時頃、海上保安庁職員から職務質問を受けた際、あわびを採取したことを認めた。
 - ・漁業法違反及び青森県海面漁業調整規則違反により、10月23日（火）付けで起訴され、10月30日（火）付けで刑事処分（略式命令による罰金刑5万円）を受けた。
- ③処分内容 減給1月
④処分年月日 平成31年2月18日
- 事案2 ①被処分者 特別支援学校 臨時実習助手（27歳 男性）
②事件の概要等 窃盗
- ・平成30年9月7日（金）午後10時頃、秋田市内のパチンコ店において、玉貸機にあった他人のICカードを持ち去り、現金化した4,000円を窃取したものを。
- ③処分内容 停職3月
④処分年月日 平成31年2月26日
- 事案3 （処分後速やかに公表した事案）
①被処分者 三八地域八戸市の小学校 教諭（50歳 男性）
②事件の概要等 女性に対するセクシュアル・ハラスメント
- ・平成29年7月頃から12月頃にかけて、女性に対し、その意に反することを認識の上で、わいせつ行為及び性的な言動を繰り返し行っていたもの。
- ③処分内容 免職
④処分年月日 平成31年2月28日

- 事案4 ①被 処 分 者 西北地域の高等学校 技能職員（45歳 男性）
②事件の概要等 物損事故
- ・ 平成30年12月25日（火）午後4時57分頃
 - ・ 板柳町内の町道
 - ・ 自動車を運転中、信号が青になったため発進したが、前方に停車していた自動車が停止したままであったことから追突したものの。
- ③処 分 内 容 戒告
④処 分 年 月 日 平成31年3月5日
⑤そ の 他 平成30年1月29日（月）に速度超過を起こしていることから量定を加重

- 事案5 ①被 処 分 者 上北地域市部以外の中学校 教諭（47歳 男性）
②事件の概要等 暴行及び器物損壊
- ・ 平成30年10月15日（月）午前0時20分頃、自宅前において、自動車運転代行業者の運転代行業務従事者の右手首を捻り、右肩にけがを負わせるとともに、随伴用自動車のサイドバイザーを損壊したものの。
- ③処 分 内 容 戒告
④処 分 年 月 日 平成31年3月20日

- 事案6 ①被 処 分 者 下北地域むつ市の中学校 教諭（39歳 男性）
②事件の概要等 女性に対する不適切な言動
- ・ 平成26年頃から平成30年11月頃にかけて、SNSを利用し、未成年を含む多くの女性に対してメッセージを送信していた中で、18歳未満の女性に対して性的な内容のメッセージを送信し、当該女性と性的な写真を交換したものの。
- ③処 分 内 容 停職6月
④処 分 年 月 日 平成31年3月20日

参 考 資 料

第 8 4 2 回定例会（平成 3 1 年 3 月）

- 報告第 1 号
平成 3 1 年度県立高等学校入学者選抜の学力検査に係る対応について P 1 ~ 3
- 報告第 2 号
議案に対する意見について P 4
- 議案第 4 号
三内丸山遺跡センターの特別の展示を観覧する場合の使用料の免除について P 5 ~ 6
- 議案第 5 号
県重宝の指定について P 7 ~ 15

平成 3 1 年度 県立 高等学校 入学者 選抜 学力 検査 問題 (抜粋)

〔 国 語 〕

3 次の文章を読んで、あとの(1)～(4)に答えなさい。(13点)

いへたかの二位(注)の云(言われた)はれしは、歌はふしぎのものにて候(不思議)なり。
(思われ)

(ちよつと)

きとうち見るに、面白く(思われ)悪しからずおほえ候へども、次の日又又見候へば、

(ひどく) (見劣り)

ゆゆしく見ざめのし候。これを善しと思ひ候ひけるこそふしぎに候へ、

などおほゆるものにて候云々、とぞ云はれける。誠にさる事なり。
(もつともなことである)

——「玉勝間」より——

(注) いへたかの二位……藤原家隆。「新古今和歌集」をまとめた一人。二位は、朝廷の役人の地位・序列を示す。

(1) 思ひとありますが、すべてひらがなで現代かなづかいに書き改めなさい。

(2) 面白くとありますが、ここでそのように思われたのはなぜですか。最も適切なものを、次の1～4の中から一つ選び、その番号を書きなさい。

- 1 歌の鑑賞とは、必ず興味深く感じるはずであったから。
- 2 歌を鑑賞するとき、時間を十分かけていなかったから。
- 3 歌の鑑賞では、翌日に見直すことが必要であったから。
- 4 歌に興味がないと、鑑賞する価値がないと思ったから。

(3) こそとありますが、この語の他に用いられている係りの助詞を、本文中から一字でそのまま抜き出して書きなさい。

(4) ある生徒が、本文の内容について次のようにまとめました。
□に入る具体的な内容を三十字以内で書きなさい。

「いへたかの二位」は、歌の「ふしぎ」について、悪くないと思われた歌が、□が不思議だと述べている。

〔理科〕

5 水中の物体にはたらく力について調べるため、下の実験1, 2を行った。次の(1), (2)に答えなさい。ただし、100 gの物体にはたらく重力の大きさを1 Nとし、水の密度を 1.0 g/cm^3 とする。(15点)

実験1 異なる種類の物質でできた1辺が4 cmの立方体の物体A, Bを準備した。空気中でばねばかりにつるしたところ、物体Aは1.80 N、物体Bは2.70 Nを示した。次に、図1のように、ゆっくりと水中に沈めていき、水面から物体の下面までの距離と、ばねばかりの値を測定した。下の表は、その結果をまとめたものである。ただし、物体の下面は常に水面と平行であり、容器の底面に接していないものとする。

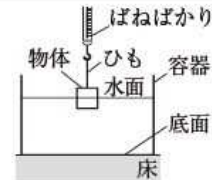


図1

水面から物体の下面までの距離 [cm]	1	2	3	4	5
物体Aのばねばかりの値 [N]	1.64	1.48	1.32	1.16	()
物体Bのばねばかりの値 [N]	2.54	2.38	2.22	2.06	2.06

実験2 実験1で用いた物体A, Bと、長さ5 cmのばねを準備した。空気中で物体Aをつるすとばねは6 cmのびた。次に、図2のように、物体Bをばねにつるして水中に全部沈めたところ、ばねの長さは12 cmであった。さらに、図2の状態から、図3のように、ばねの長さが8 cmになるように物体Bを容器の底面に接するように沈めた。

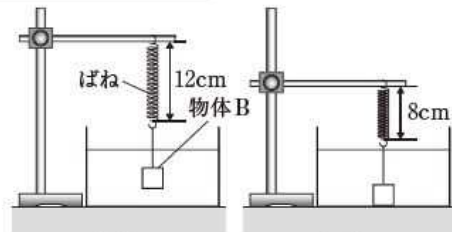


図2

図3

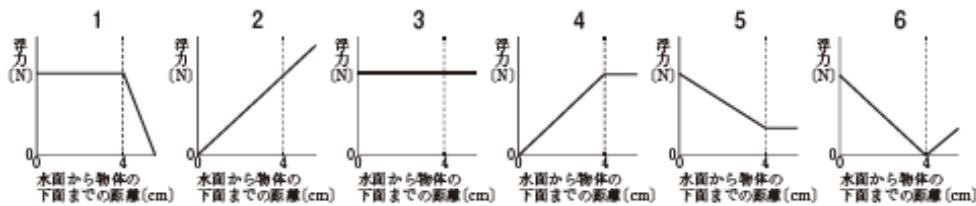
(1) 実験1について、次のア～エに答えなさい。

ア 表の()に入る適切な数値を書きなさい。

イ 水面から物体Aの下面までの距離が2 cmのとき、物体Aにはたらく重力の大きさは何 N か、書きなさい。

ウ 水面から物体Bの下面までの距離が5 cmのとき、下面にはたらく水圧が500 Pa だった。物体Bの上面にはたらく水圧は何 Pa か、求めなさい。

エ 水面から物体の下面までの距離と物体が水中で受ける浮力との関係を示したグラフとして最も適切なものを、次の1～6の中から一つ選び、その番号を書きなさい。



(2) 実験2について、次のア、イに答えなさい。

ア 図2のとき、物体Bにはたらく水圧の向きと大きさを模式的に表したのものとして最も適切なものを、次の1～4の中から一つ選び、その番号を書きなさい。ただし、矢印の向きは水圧のはたらく向きを、矢印の長さは水圧の大きさを表している。

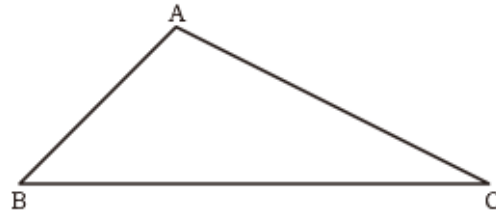


イ 図3のとき、容器の底面が物体Bを上向きに押す力は何 N か、求めなさい。

〔 数 学 〕

2 次の (1), (2) に答えなさい。(10 点)

- (1) 下の図の $\triangle ABC$ において、頂点 A から辺 BC への垂線を作図しなさい。ただし、作図に使った線は消さないこと。



平成30年度 2月補正予算について（教育委員会所管分）

2月補正予算額	△1,678,054千円
現計予算額	130,846,668千円
補正後の予算額	129,168,614千円

◎計上の主なもの

○人件費分 △1,259,817千円

1 職員等人件費（精査による増減調整）	△1,258,110千円
○事務局等分	△19,693千円
○学 校 分	△1,238,417千円
〔小学校費 △643,004千円、中学校費 △510,459千円〕	
〔高等学校費 △111,526千円、特別支援学校費 26,572千円〕等	

○人件費以外分 △418,237千円

学校建設費	178,650千円
〔○県立学校施設環境整備事業費（高等学校）〕	153,562千円
安全性に問題のあるブロック塀の撤去等に伴う増額補正	等
特別支援学校費	△722,470千円
〔○大規模改修〕	△561,023千円
事業費の精査に伴う減額補正	
○校舎等建築	△196,707千円
事業費の精査に伴う減額補正	
○県立学校施設環境整備事業費	24,261千円
安全性に問題のあるブロック塀の撤去等に伴う増額補正	等
体育振興費	503,106千円
〔○国民スポーツ大会開催基金積立金〕	500,100千円
第80回国民スポーツ大会の開催等に係る基金積立金の増額補正	等
その他事務事業精査による補正	△377,523千円

三内丸山遺跡センターの特別の展示を観覧する 場合の使用料の免除について

1 趣旨

特別の展示の観覧に係る使用料（以下「特別展観覧料」という。）の免除については、特別展の概要等が決まってから定めることとしていたことから、以下のとおり定めるものである。

2 特別展観覧料の免除

三内丸山遺跡センターの特別展の観覧が次のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除し、その免除の額を次のとおり定める。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧するとき 使用料の全部の額
- (2) 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- (3) 児童福祉法による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- (4) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- (6) 老人福祉法による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めるとき 使用料の全部又は一部の額

3 特別展の概要

春季特別展「縄文の色 ―縄文人が魅せられた魔法の石・黒曜石―」

- ・会期：平成 31(2019)年 4 月 6 日（土）～平成 31(2019)年 6 月 9 日（日）
- ・概要：縄文時代の交易品の代表ともいえる黒曜石を用いて、三内丸山遺跡に住んでいた縄文人が見ていたであろう“色”をテーマとした展示を行うことで、三内丸山遺跡が交流の拠点であったことを再確認し、縄文文化に対する理解を深める。

※観覧料

	観覧料（団体料金）
一般	9 0 0 円（7 2 0 円）
高校生・大学生等	4 5 0 円（3 6 0 円）
中学生以下	無 料

夏季特別展「あおもり土偶展」

- ・会期：平成 31(2019)年 7 月 20 日（土）～平成 31(2019)年 9 月 1 日（日）
- ・概要：縄文時代を代表する土偶のうち、著名な亀ヶ岡遺跡から出土した土偶をはじめ、本県にゆかりの深い土偶を中心に、北海道及び東北地方の優品を展示する。土偶を通して本件の特色や周辺地域との関わりを明らかにし、縄文人の意識の変容や縄文文化の広がりを感じさせる。

※観覧料

	観覧料（団体料金）
一般	1, 0 0 0 円（8 0 0 円）
高校生・大学生等	5 0 0 円（4 0 0 円）
中学生以下	無 料

秋季特別展「発掘された日本列島 2 0 1 9」

- ・会期：平成 31(2019)年 9 月 21 日（土）～平成 31(2019)年 11 月 4 日（月）
- ・概要：全国で毎年 8,000 件を超える発掘調査が行われているなかで、その成果に触れる機会は限られている。そのため、国民が埋蔵文化財に親しみ、その保護の重要性に関する理解を深めることを目的とし、近年発掘され、特に注目された全国各地の出土品を中心に全国を巡回する展覧会。

※観覧料

	観覧料（団体料金）
一般	1, 0 0 0 円（8 0 0 円）
高校生・大学生等	5 0 0 円（4 0 0 円）
中学生以下	無 料

おおだいやまもといちいせきしゅつどひん
大平山元Ⅰ遺跡出土品

- 1 文化財の種別 県重宝（考古資料）
- 2 名称及び員数 大平山元Ⅰ遺跡出土品 203点
- 3 所有者 ①青森県 ②外ヶ浜町
- 4 所在地 ①青森市本町二丁目8-14（青森県立郷土館）
②東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺34-3（大山ふるさと資料館）
- 5 構造及び形式 土器・石器（別紙のとおり）
- 6 大きさ 別紙のとおり
- 7 沿革

大平山元Ⅰ遺跡は、外ヶ浜町役場の西約8kmに位置し、蟹田川中流の標高24～30mの河岸段丘上に立地する。昭和51・52年に青森県立郷土館により発掘調査され、平成10年にも住宅建築に伴い大平山元Ⅰ遺跡発掘調査団が調査を実施している。これらの調査によりローム層の中から多くの石器が出土し、旧石器時代の終わり頃と考えられていた石器に、縄文時代の指標とされていた土器や石鏃が共伴することが明らかにされた。加えて、飛躍的に進歩した放射性炭素年代測定法により、土器に付着した炭化物を測定した結果、従来考えられていたよりも縄文文化の始まりが数千年も遡る可能性が高いことが明らかにされた。このような研究により、現在では大平山元Ⅰ遺跡の遺物は今から約16,000年前の縄文時代草創期最古段階に位置づけられることになった。

平成25年3月27日には、大平山元Ⅰ遺跡は大平山元Ⅱ遺跡とともに「大平山元遺跡」として20,377.8㎡が国史跡に指定された。また、平成27年10月7日には既指定地の南側隣接地483.05㎡が追加指定された。

8 現況

青森県（青森県立郷土館）ならびに外ヶ浜町（大山ふるさと資料館）が所蔵し、一部を展示している。保存状態は良好である。

9 指定事由

大平山元Ⅰ遺跡から出土している石器は、大型の石斧・搔器・彫器・尖頭器・石鏃・石刃などを特徴とする縄文時代草創期の「神子柴・長者久保石器群」と呼ばれるものである。これらには搔器・彫器・石刃など旧石器時代の伝統を残す石器が多くみられるが、石鏃や土器のような縄文時代に特徴的な遺物もみられ、旧石器時代から縄文時代への移行期の様相をよく示す一括資料である。神子柴・長者久保石器群に位置づけられる遺物は全国的にあまり多く確認されておらず、本県においても東北町長者久保遺跡出土資料など、4遺跡が知られているだけである。また、本遺跡から出土した無文土器は列島最古段階の土器である点においてもきわめて貴重な資料であり、県指定に値する。

土器(青森県所有)

No.	報告書図版No.	部位	最大厚 (mm)	色調		炭化物付着		文様	備考
				内面	外面	内面	外面		
1	写真2-1	口縁部	5.0	2.5Y4/2	2.5Y6/3	×	×	口唇部に1条の沈線	
2	写真2-2	口縁部	4.5	2.5Y3/2	2.5Y6/3	○	×		
3	写真2-3	口縁部	6.0	10YR6/3	10YR6/3	×	×		
4	写真2-4	口縁部	4.0	7.5YR6/2	7.5YR5/2	○	○		
5	写真2-5	口縁部	6.0	7.5YR6/4	7.5YR6/4	×	×		
6	写真2-6	口縁部	5.0	10YR5/2	10YR6/3	×	×		
7	写真2-7	口縁部	6.0	7.5YR4/1	10YR5/2	×	×		
8	写真2-8	口縁部	7.5	10YR3/1	2.5YR5/2	○	×	口唇部にガキ光沢あり	
9	写真2-9	胴部	6.5	7.5YR5/6	7.5YR5/6	×	×	隆帯貼付?	
10	写真2-10	底部	9.0	2.5Y6/4	2.5Y6/4	×	×		

土器(外ヶ浜町所有)

No.	報告書図版No.	部位	最大厚 (mm)	色調		炭化物付着		文様	備考
				内面	外面	内面	外面		
1	第16図 1	口縁部	7.15	10YR5/1	10YR6/3	○	×	細沈線?	
2	第16図 2	口縁部	(5.50)	7.5YR6/2	7.5YR4/1	×	○		内面劣化
3	第16図 3	胴部	7.9	10YR6/2	10YR7/4	×	×	細沈線?	No.4と接合
4	第16図 3	胴部	9.00	10YR6/1	10YR7/4	×	×	細沈線?	No.3と接合、肥厚屈曲
5	第16図 4	胴部	7.00	10YR5/1	10YR5/2	×	○	細沈線?	¹⁴ C年代測定資料
6	第16図 5	胴部	—	—	7.5YR3/1	—	○	細沈線?	
7	第16図 6	胴部	6.70	7.5YR6/2	7.5YR7/4	×	×	細沈線?	
8	第16図 7	胴部	7.70	10YR5/2	10YR6/4	○	×	細沈線?	¹⁴ C年代測定資料
9	第16図 8	胴下部	8.20	10YR5/1	10YR4/1	○	○	細沈線?	
10	第17図 9	胴下部	9.80	7.5YR6/2	10YR4/1	×	○	細沈線?	¹⁴ C年代測定資料
11	第17図 10	胴下部	9.00	7.5YR5/1	7.5YR4/1	○	○		¹⁴ C年代測定資料
12	第17図 11	胴部	8.35	10YR6/2	10YR6/4	×	×		外面赤色変化
13	第17図 12	胴部	7.80	10YR5/1	10YR6/2	○	○		内面水平に炭化物付着
14	第17図 13	底部?	8.60	10YR6/2	10YR6/3	×	○		
15	第17図 14	胴部	8.55	10YR4/1	7.5YR6/4	○	×		外面赤色変化 ¹⁴ C年代測定資料
16	第17図 15	胴部	8.30	10YR5/1	10YR4/1	○	×		器面劣化剥落
17	第18図 16	胴下部	5.80	7.5YR5/1	7.5YR6/4	○	×		外面赤色変化
18	第18図 17	胴部	—	—	7.5YR4/2	—	○		内面剥落、No.19と接合
19	第18図 17	胴部	—	—	7.5YR4/2	—	○		内面剥落、No.18と接合
20	第18図 18	胴部	(6.60)	10YR5/1	10YR7/2	—	○		内面劣化
21	第18図 19	胴部	—	—	10YR5/2	○	—		外面薄く剥落
22	第18図 20	胴部	7.90	7.5YR7/3	7.5YR6/3	×	×		器面劣化
23	第18図 21	胴部	—	—	7.5YR6/3	—	×		内面剥落
24	第18図 22	胴部	7.50	7.5YR6/2	7.5YR5/2	×	×		
25	第18図 23	胴部	(7.10)	7.5YR6/2	7.5YR8/3	○	—		外面劣化
26	第18図 24	胴部	7.35	7.5YR7/2	2.5YR7/6	—	—		器面劣化、赤色化 胎土異質
27	第18図 25	胴部	—	7.5YR4/2	—	○	—		外面剥落
28	第18図 26	胴部	7.00	7.5YR5/2	7.5YR7/3	○	×		
29	第18図 27	胴部	—	7.5YR5/2	—	○	—		外面剥落

石器(青森県所有)

No.	報告書図版No	器種	石材	長 (cm)	幅 (cm)	厚 (cm)	重量 (g)	備考
1	第13図40	尖頭器	頁岩	(8.4)	(4.5)	(1.35)	46.4	
2	第13図41	尖頭器	頁岩	10.4	3.6	2.0	41.0	
3	第13図42	尖頭器	珪質頁岩	(4.6)	(2.9)	0.97	13.0	
4	第13図43	尖頭器	珪質頁岩	(3.1)	(2.5)	0.74	5.0	
5	第13図44	尖頭器	珪質頁岩	9.40	3.0	1.00	25.0	No.57(第10図20)と接合
6	第13図45	石鏃	珪質頁岩	2.60	1.80	0.45	2.0	
7	第13図46	石鏃	黒曜石	1.55	1.30	0.25	0.3	
8	第12図37	石斧	頁岩	19.30	8.40	3.50	536.6	「局部磨製石斧」
9	第12図38	石斧	頁岩	(6.7)	(5.0)	(1.75)	56.0	「打製片刃石斧」
10	第12図39	石斧	頁岩	8.00	6.40	2.20	121.2	「石斧頭部」
11	第16図72	彫搔器	珪質頁岩	6.0	3.0	1.5	33.0	「搔器一彫器」
12	第16図73	彫搔器	珪質頁岩	7.8	3.70	1.0	28.0	「搔器一彫器」
13	第16図74	彫搔器	珪質頁岩	4.6	2.8	1.0	14.1	「搔器一彫器」
14	第16図75	彫搔器	珪質頁岩	6.3	3.50	1.1	22.0	「搔器一彫器」
15	第16図76	彫搔器	珪質頁岩	5.1	3.9	1.7	34.0	「搔器一彫器」
16	第16図77	彫搔器	珪質頁岩	6.3	3.8	1.0	31.0	「搔器一彫器」
17	第16図78	彫搔器	珪質頁岩	8.8	2.9	0.8	17.7	「搔器一彫器」
18	第15図61	彫器	珪質頁岩	5.80	2.0	0.90	11.0	
19	第15図62	彫器	珪質頁岩	8.10	2.20	0.90	12.0	
20	第15図63	彫器	珪質頁岩	7.0	1.90	0.84	9.0	No.63(第10図26)と接合
21	第15図64	彫器	黒曜石	4.10	1.80	0.56	3.7	
22	第15図65	彫器	珪質頁岩	5.60	3.30	0.67	12.0	
23	第15図66	彫器	珪質頁岩	8.60	3.10	1.1	32.7	
24	第15図67	彫器	珪質頁岩	7.20	2.30	1.30	16.0	
25	第15図68	彫器	珪質頁岩	8.30	3.80	1.1	28.3	
26	第15図69	彫器	珪質頁岩	8.8	3.00	1.2	30.0	
27	第15図70	彫器	珪質頁岩	4.5	2.80	0.9	16.0	
28	第15図71	彫器	珪質頁岩	4.9	2.50	1.1	11.0	
29	第14図53	搔器	珪質頁岩	11.0	4.0	0.96	40.0	
30	第14図54	搔器	珪質頁岩	7.7	3.20	1.30	23.0	
31	第14図55	搔器	珪質頁岩	(7.0)	2.30	1.4	25.5	
32	第14図56	搔器	珪質頁岩	(5.7)	2.70	1.25	22.0	
33	第14図57	搔器	珪質頁岩	(7.3)	2.70	1.0	18.0	
34	第14図58	搔器	珪質頁岩	7.30	3.10	1.2	22.0	
35	第14図59	搔器	珪質頁岩	10.80	4.0	1.0	37.0	
36	第14図60	搔器	珪質頁岩	(7.0)	3.50	1.40	39.6	
37	第13図49	削器	珪質頁岩	9.40	2.60	0.77	17.0	
38	第13図50	削器	珪質頁岩	(8.2)	(2.9)	0.80	19.0	
39	第13図51	削器	珪質頁岩	(5.4)	(2.50)	0.80	14.0	
40	第13図52	削器	珪質頁岩	(4.5)	2.50	0.80	8.0	
41	第13図48	石錐	珪質頁岩	7.90	2.60	1.20	21.0	
42	第9図5	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.50	2.80	0.90	15.2	「縦長剥片」
43	第9図6	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	(4.1)	(2.9)	0.36	5.0	「縦長剥片」
44	第9図7	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.60	2.20	0.40	7.0	「縦長剥片」
45	第9図8	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	(5.1)	(2.7)	0.60	9.0	「縦長剥片」
46	第9図9	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.40	2.70	0.85	16.0	「縦長剥片」
47	第9図10	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	9.0	2.70	0.90	19.0	「縦長剥片」
48	第9図11	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.10	2.0	0.85	12.0	「縦長剥片」
49	第9図12	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	(6.3)	(2.3)	1.0	12.0	「縦長剥片」、No.50(第9図13)と接合
50	第9図13	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	9.40	4.20	0.90	24.0	「縦長剥片」、No.49(第9図12)と接合
51	第10図14	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.90	2.60	0.56	10.2	「縦長剥片」
52	第10図15	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.80	2.30	1.20	19.0	「縦長剥片」
53	第10図16	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.20	1.50	1.0	10.0	「縦長剥片」、No.62(第10図25)と接合
54	第10図17	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.30	3.20	0.70	9.0	「縦長剥片」、No.64(第13図47)と接合
55	第10図18	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.90	3.70	0.88	18.0	「縦長剥片」
56	第10図19	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	(6.5)	2.50	1.0	12.0	「縦長剥片」
57	第10図20	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.30	1.50	0.70	7.0	「縦長剥片」、No.5(第13図44)と接合
58	第10図21	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.3	2.70	1.0	16.0	「縦長剥片」
59	第10図22	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	(6.7)	2.10	0.58	10.0	「縦長剥片」
60	第10図23	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.50	1.90	0.60	7.0	「縦長剥片」
61	第10図24	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.60	2.80	1.54	35.0	「縦長剥片」
62	第10図25	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	10.80	2.60	0.75	22.0	「縦長剥片」、No.53(第10図16)と接合
63	第10図26	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.90	2.20	0.60	9.0	「縦長剥片」、No.20(第15図63)と接合
64	第13図47	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.60	2.20	0.9	9.0	「ナイフ形石器」、No.54(第10図17)と接合
65	第11図32	剥片	珪質頁岩	7.00	3.50	1.0	19.0	「石核面再調整剥片」
66	第11図33	剥片	珪質頁岩	7.10	4.30	1.40	28.0	「石核面再調整剥片」
67	第11図34	剥片	珪質頁岩	4.80	3.40	1.16	10.0	「石核面再調整剥片」
68	第11図35	剥片	珪質頁岩	7.50	4.30	0.80	23.0	「打面調整剥片剥片」
69	第9図4	石刃核	珪質頁岩	16.6	5.58	4.6	384.8	
70	第8図2	剥片接合	珪質頁岩	14.50	11.80	4.00	345.0	石核面調整接合資料、7点接合
71	第8図3	敲石	安山岩	6.3	7.0	5.4	300.0	

石器(外ヶ浜町所有)

No.	報告書図版No	器種	石材	長 (cm)	幅 (cm)	厚 (cm)	重量 (g)	備考
1	34	尖頭器	黒曜石	4.91	1.86	0.84	6.59	「槍先形尖頭器」
2	31	石鏃	珪質頁岩	2.76	1.93	0.85	3.41	
3	32	石鏃	珪質頁岩	2.94	1.95	0.77	2.87	
4	35	石斧	珪質頁岩	10.15	4.50	2.68	95.09	
5	38	石斧	ホルンフェルス	19.54	8.38	4.47	836.99	「打製石斧」
6	3	彫搔削器	珪質頁岩	9.28	3.28	1.25	35.49	交叉刃形
7	1	彫搔器	珪質頁岩	9.52	4.66	3.13	98.20	交叉刃形
8	11	彫搔器	珪質頁岩	8.08	3.31	1.42	17.53	左側刃形
9	25	彫搔器	珪質頁岩	4.91	3.07	1.75	21.83	交叉刃形
10	2	彫削器	珪質頁岩	6.78	3.66	1.50	32.58	右左斜刃形
11	4	搔削器	珪質頁岩	4.11	2.84	0.88	10.07	
12	5	搔削器	珪質頁岩	7.60	3.85	1.78	38.85	
13	6	搔削器	珪質頁岩	4.56	3.29	1.27	14.50	
14	7	搔削器	珪質頁岩	6.94	3.42	1.65	25.45	
15	13	搔削器	黒曜石	7.40	4.51	1.89	41.58	
16	14	搔削器	珪質頁岩	10.22	2.86	1.37	26.09	
17	23	彫器	珪質頁岩	6.31	3.04	1.63	20.05	交叉刃形
18	24	彫器	珪質頁岩	6.23	2.57	1.07	15.73	交叉刃形
19	26	彫器	珪質頁岩	6.97	2.28	1.07	12.20	左斜刃形
20	27	彫器	珪質頁岩	6.21	2.73	1.50	17.48	交叉刃形
21	8	搔器	珪質頁岩	7.63	4.10	1.51	44.75	
22	9	搔器	珪質頁岩	8.76	2.61	1.18	19.81	
23	10	搔器	珪質頁岩	9.46	3.32	1.67	25.92	
24	12	搔器	珪質頁岩	3.89	2.78	1.10	8.34	
25	15	搔器	珪質頁岩	5.56	2.86	2.26	19.26	
26	16	搔器	珪質頁岩	2.84	3.46	0.82	8.77	
27	17	搔器	珪質頁岩	2.36	2.71	0.88	4.47	
28	18	搔器	珪質頁岩	4.94	4.05	1.72	14.72	
29	19	搔器	珪質頁岩	6.75	5.11	1.54	28.90	
30	20	搔器	珪質頁岩	1.97	1.48	0.71	1.46	
31	74	削器	珪質頁岩	5.34	3.14	1.29	17.45	「抉入削器」
32	73	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.78	3.85	2.36	46.62	「細部加工付石刃」
33	77	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.69	3.86	3.14	44.24	「細部加工付石刃」
34	43	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.56	2.31	1.10	8.62	「微細剥離付石刃」
35	48	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.03	3.05	2.87	22.82	「微細剥離付石刃」
36	49	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.39	3.74	1.05	21.22	「微細剥離付石刃」
37	59	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	5.71	1.36	0.46	2.76	「微細剥離付石刃」
38	75	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	4.34	2.83	0.61	5.05	「微細剥離付石刃」
39	78	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	2.98	2.46	1.07	4.97	「細部加工付縦長剥片」
40	85	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	9.13	4.28	2.32	69.44	「細部加工付縦長剥片」
41	71	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.48	2.64	1.33	10.38	「微細剥離付縦長剥片」
42	42	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.97	2.65	0.69	6.71	「石刃」、1a類
43	50	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.12	2.84	0.86	8.79	「石刃」、1a類
44	65	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.52	2.95	1.06	12.53	「石刃」、1a類
45	67	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.46	2.29	1.03	9.64	「石刃」、1a類
46	68	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.07	1.39	0.60	3.97	「石刃」、1a類
47	72	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.86	3.37	1.52	28.13	「石刃」、1a類
48	76	石刃・縦長剥片	黒曜石	4.78	2.97	1.21	11.65	「石刃」、1a類
49	83	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.25	3.34	1.81	28.74	「石刃」、1a類
50	47	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.47	2.72	1.52	13.48	「石刃」、1b類
51	58	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.96	3.13	1.43	24.70	「石刃」、1b類
52	60	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.03	2.27	0.91	7.08	「石刃」、1b類
53	62	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.24	3.00	1.49	17.26	「石刃」、2類
54	80	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.95	4.24	2.94	66.13	「石刃」、2類
55	81	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	4.94	3.21	0.71	6.81	「石刃」、2類
56	54	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.85	3.58	1.50	20.54	「石刃」、3a類
57	46	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.51	4.61	1.39	26.48	「石刃」、3b類
58	51	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.81	3.04	1.21	15.66	「石刃」、3b類
59	52	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	11.10	3.09	1.99	35.12	「石刃」、3b類
60	53	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.45	3.71	0.89	18.57	「石刃」、3b類
61	63	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.86	3.38	1.33	19.73	「石刃」、3b類
62	79	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	3.89	2.13	0.56	3.09	「石刃」、3b類
63	41	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	16.18	4.43	3.08	71.86	「石刃」、3c類
64	45	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.18	3.89	1.06	14.31	「石刃」、3c類
65	55	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.56	3.32	1.41	13.18	「石刃」、3c類
66	56	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.96	3.03	1.16	13.73	「石刃」、3c類
67	57	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	9.68	4.14	1.10	46.94	「石刃」、3c類
68	61	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.09	2.04	1.34	14.26	「石刃」、3c類
69	66	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.52	2.72	1.10	9.73	「石刃」、3c類

No.	報告書図版No	器種	石材	長 (cm)	幅 (cm)	厚 (cm)	重量 (g)	備考
70	69	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	4.43	1.89	0.66	3.80	「石刃」、3c類
71	70	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	5.54	2.33	0.98	8.34	「石刃」、3c類
72	82	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.51	2.77	1.68	21.12	「石刃」、3c類
73	84	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.29	2.98	1.80	10.21	「石刃」、3c類
74	94	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	2.49	1.49	0.35	1.24	「縦長剥片」、2類
75	86	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	6.12	3.14	0.97	14.82	「縦長剥片」、3b類
76	88	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	7.93	4.77	1.36	28.08	「縦長剥片」、3b類
77	89	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	3.62	2.79	0.55	3.38	「縦長剥片」、3b類
78	90	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	5.16	1.52	1.54	5.21	「縦長剥片」、3b類
79	92	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	5.24	2.35	0.88	3.81	「縦長剥片」、3b類
80	93	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	5.36	3.94	1.55	25.70	「縦長剥片」、3b類
81	64	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	10.12	3.49	2.83	40.28	「縦長剥片」、3c類
82	91	石刃・縦長剥片	珪質頁岩	8.06	5.17	1.09	24.18	「縦長剥片」、3c類
83	33	剥片	珪質頁岩	3.37	2.62	0.96	5.48	「細部調整剥片」
84	95	剥片	珪質頁岩	7.35	6.36	2.43	77.48	「細部加工付不定形剥片」
85	22	剥片	珪質頁岩	2.42	3.29	0.91	1.36	「搔器刃部調整剥片」
86	36	剥片	珪質頁岩	2.79	3.09	0.85	3.60	「尖頭器または石斧の調整剥片」
87	96	剥片	ホルンフェルス	3.59	5.07	0.95	9.34	「尖頭器または石斧の調整剥片」
88	97	剥片	珪質頁岩	6.94	9.63	2.18	76.79	「尖頭器または石斧の調整剥片」
89	28	彫器削片	黒曜石	1.89	0.53	0.29	0.18	
90	30	彫器削片	珪質頁岩	3.66	1.13	0.88	1.94	
91	40	石核	珪質頁岩	16.63	8.98	9.04	1262.70	
92	39	原石	黒曜石	2.76	2.09	2.26	14.19	
93	98	台石・砥石	デイサイト	28.44	18.45	7.48	5120.50	

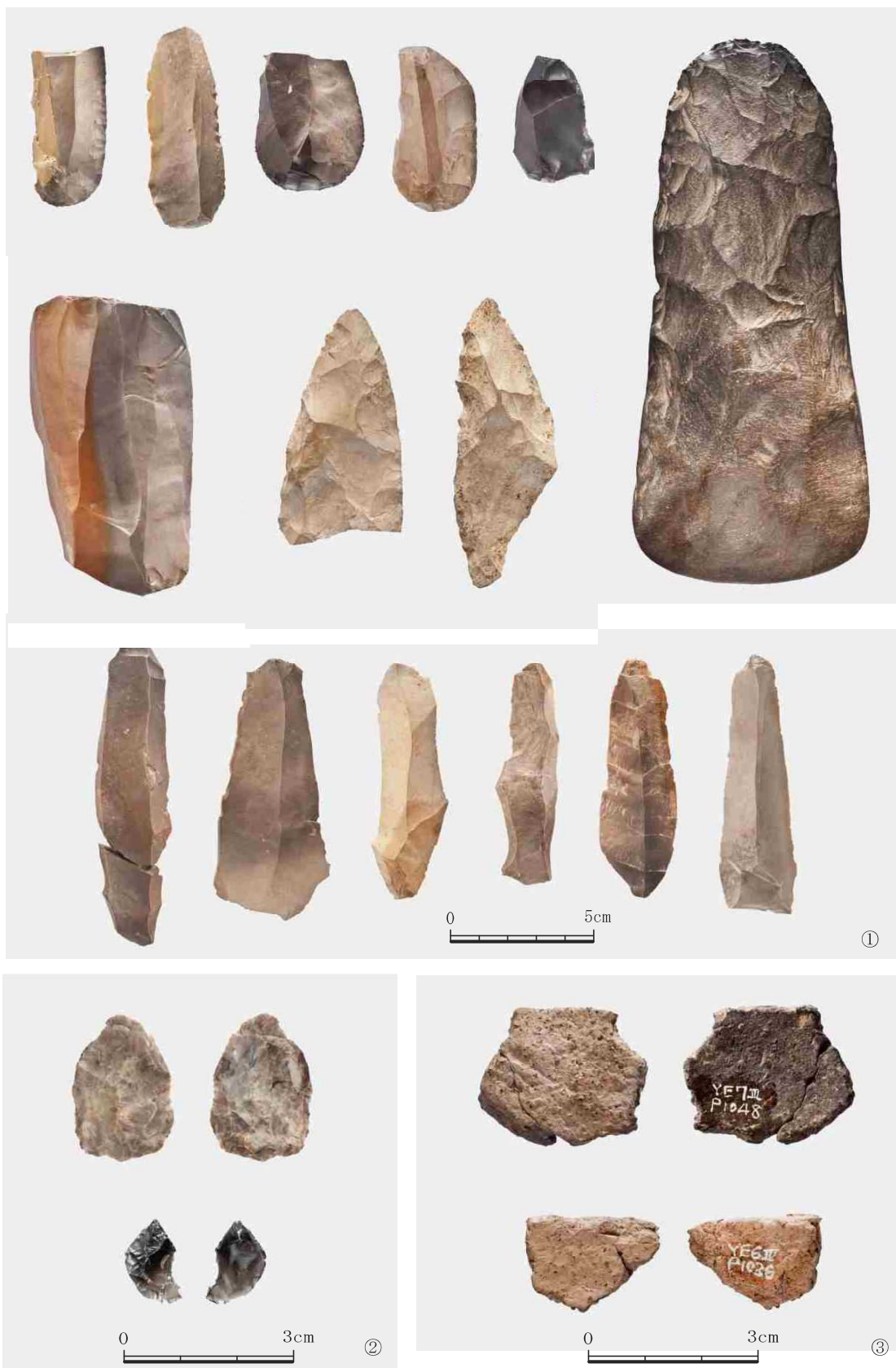


写真1 青森県所有

①搔器・彫搔器・石刃核・尖頭器・石刃、②石鏃、③土器



0 5cm



0 3cm

写真2 外ヶ浜町所有

①彫搔器・搔削器・搔器、②彫器・彫器削片・石刃、③石斧、④石鏃、⑤土器

いたび
板碑

- 1 文化財の種別 県重宝（歴史資料）
- 2 名称及び員数 板碑 4基
- 3 所有者 平川市岩館村元12 齋藤一成
- 4 所在地 平川市岩館長田1-4
- 5 構造及び形式 せきえいひんがん
石英玢岩
- 6 大きさ
 - ①高さ 90.0 cm、幅 43.2 cm、奥行き 27.0 cm
 - ②高さ 95.0 cm、幅 48.5 cm、奥行き 21.0 cm
 - ③高さ 126.5 cm、幅 51.0 cm、奥行き 20.0 cm
 - ④高さ 96.0 cm、幅 35.0 cm、奥行き 34.0 cm
- 7 由緒及び沿革

板碑は死者の供養のために造立された塔婆の一種である。現在知られている最古の板碑は埼玉県で発見された嘉禄3年（1227）のもので、埼玉県に多くの板碑が集中しているが、鎌倉幕府の勢力の伸張と共に全国に広まった。戦国時代までは造立されたが、江戸時代になると墓石が造立され消滅していく。

①は上部欠損のために、種字と造立年は不明であるが、3月15日に子が親の供養のために造立したものである。「□□～□□故也 □～□三月十五日 孝子 敬白」の文字が判読できる。

②は貞和2年（1346）3月に3回忌の供養のために造立したものである。子が親の菩提を弔うために造立したものと推定される。種字はバン＝大日如来で、文字は向かって右から「右志者為第三忌 辰當幽儀成仏也 貞和二年三月日 敬白」と判読できる。

③は嘉暦4年（1329）3月に子が母親の菩提を弔うために造立したものである。種字はキリーク＝阿弥陀如来で、向かって右から「悲母覚霊 奉為 嘉暦二二年三月日敬白 證 大菩提」の文字が判読できる。

④は嘉暦2年（1327）7月27日に造立したもので、子が親の供養のために造立したものである。上部欠損のため種字は不明である。向かって右から「先心先考聖霊也 奉建立石塔婆式（一）墓 嘉暦二年七月廿七日」の文字が判読できる。「石塔婆」の字が刻まれた珍しい板碑である。

8 現況

国道7号線沿いの中古車販売店の裏側にコンクリート製の土台の上に立っている。但し、元々現在地にあったものではなく、所有者の齋藤氏の地所にあったものを集めたものという。昭和55年（1980）6月の平賀町の文化財指定では、左端番外の石も一緒に指

定されているが、この石は、自然石であり刻字もなく、墨書のあともわからない。板碑であると断定するには、刻字がなくても、墨書が残っている事が必要と思われ、この5基目にはそれが見当たらないことから、県重宝として指定するには不十分として外している。

9 指定事由

青森県内に現存する中世の史・資料は非常に少なく、文書史料はほとんど残っていない。しかし、金石文である板碑は約 300 基残っており、紀年銘の残る約 160 基は文書史料を補完する貴重な資料といえる。①の板碑は上部が欠損しており、造立年は不明ながら、形式が似通っており、他の 3 基とほぼ同時期に造立されたと考えられるものである。

よって、鎌倉時代から南北朝期にかけての本県の歴史を物語る資料として貴重であり、県重宝として指定に値するものである。

